

政令第 号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十一条、第二十二条の二第一項及び第五項、第二十四条並びに第二十五条の二第一項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第七条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第五条の見出し中「新築する」を「新築した」に改める。

第八条を第十条とし、第七条を第九条とする。

第六条の見出し中「建設する」を「建設した」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設した請負型一戸建て規格住宅等の戸数）

第八条 法第二十五条の二第一項の政令で定める戸数は、二千戸とする。

2 法第二十五条の二第五項の政令で定める戸数は、一万五千戸とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（特別特定一戸建て住宅建築主等の新築した分譲型一戸建て規格住宅等の戸数）

第六条 法第二十二条の二第一項の政令で定める戸数は、二千戸とする。

2 法第二十二条の二第五項の政令で定める戸数は、二千戸とする。

附 則

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特別特定一戸建て住宅建築主等の指定の要件としての一年間に新築した分譲型一戸建て規格住宅等の戸数等を定める必要があるからである。